

# 広島県未来チャレンジ資金 返還免除に関するQ&A

## 【全額返還免除】

1

Q： 返還が免除される場合とは、どのような場合ですか？

A： 次のいずれかの場合です。（返還の履行期が到来していないものに限りです。）

条件	提出書類
①大学院を適用修業年限で修了、または適用修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書*（様式第11号）
②大学院を適用修業年限で修了、または適用修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書*（様式第11号） ・死亡診断書 ・心身の故障の事実及び程度を証する診断書 ・業務上の理由によることを証する書類
③大学院を適用修業年限で修了、または適用修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書*（様式第11号） ・死亡診断書 ・心身の故障の事実及び程度を証する診断書
④大学院に在籍中	返還免除申請書（様式第10号） 退学証明書 ・死亡診断書 ・心身の故障の事実及び程度を証する診断書

※就業証明書に添付する書類について

①事業主又は会社役員の場合は履歴事項全部証明書を、個人事業者は個人事業の開業等届書の写しを添付してください。

②事業主の場合は、決算報告書及び法人県民税・事業税領収証書（写し）を、個人事業者の場合は、個人事業税納税証明書（個人事業税の課税が無い場合は確定申告書の写し）も添付してください。

2

Q： 1年間の留年を経て大学院を修了し、県内企業等に就業した場合は、どのようになりますか？

A： 適用修業年限を経過した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月の初日から9年間の期間から、留年した期間を差し引いた残りの期間において、8年以上、県内企業等に修業した場合、返還が免除されます。

そのため、1年間留年した場合は、8年間のうち1日でも県内企業等に就業していない期間があれば、条件を満たしません。

## 【一部返還免除】

1

Q： 返還が一部免除される場合とは、どのような場合ですか？

A： 次のいずれかの場合です。（返還の履行期が到来していないものに限りです。）

条件	提出書類
①大学院を適用修業年限で修了、または適用修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了* <sup>1</sup>	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書* <sup>2</sup> （様式第11号）
②大学院を適用修業年限で修了、または適用修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了* <sup>1</sup>	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書* <sup>2</sup> （様式第11号） ・心身の故障の事実及び程度を証する診断書

\*<sup>1</sup> 留年した場合の取扱いは、27【全額返還免除】を参照してください。

\*<sup>2</sup> 就業証明書に添付する書類について

①事業主又は会社役員の場合は履歴事項全部証明書を、個人事業者は個人事業の開業等届書の写しを添付してください。

②事業主の場合は、決算報告書及び法人県民税・事業税領収証書（写し）を、個人事業者の場合は、個人事業税納税証明書（個人事業税の課税が無い場合は確定申告書の写し）も添付してください。

《①の例》

ア) 大学院を適用修業年限で修了した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月初日から、県内企業に5年間就業した。当初は8年間継続して就業する予定だったが退職し、6年目の初日から1年間、転職活動をした（無就業）。7年目の初日に、外国企業に再就職した。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
大学院修了	県内企業に就業					転職活動	外国企業へ再就職		
	返還猶予					一部返還免除			

⇒7年目の初日で返還猶予の条件を満たさなくなったので、返還が必要ですが、県内企業等に就業した期間が4年を超えていますので、一部の返還が免除されます。

返還免除されない残額は、県から納入通知書を発行しますので、納入通知書を発する日から10日営業日以内に一括で返還してください（21【返還の原則】を参照）。

イ) 大学院を適用修業年限で修了した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月の初日から、1年間就職活動を行った。2年目の初日から県内企業に5年間就業したが、退職し無職となった。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
大学院修了	就職活動	県内企業に就業				退職			
	返還据置	返還猶予				一部返還免除			

⇒一部返還が免除されますが、上記ア)と同様に、残額について貸付金の返還が必要です。

2

Q: 一部免除される額は、どのように計算しますか？

A: 貸付総額(a)に、県内企業等に就業した月数のうち、4年を超えて就業した月数(b)を48月で除した数を乗じます。(a×b÷48)

貸付総額(a)	就業月数	4年を超える月(b)	免除される額(a×b÷48)
100万円	72月(6年)	24月	50万円

《注意》

- ・1か月未満の就業期間は切り捨てます。
- ・複数の県内企業等に就業した場合で、1か月未満の就業期間が2以上ある場合は、その期間を合算し30日で1か月とします。
- ・県内企業等に就業中、業務上の理由により負傷又は疾病にかかったため、業務に従事できなかった期間は、県内企業等に就業した期間とみなして算入します。

【返還が免除されない場合】

1

Q: どのような場合は、返還が免除されませんか？

A: 次のような場合です。

事例	備考
①1年を超えて留年した場合（長期履修期間の場合も同様）	20【留年した場合】を参照。
②退学した場合（死亡、重度障害を除く）	16【退学した場合】を参照。
③貸付けを中止または辞退した場合	14【貸付けの一時停止】（中止の場合）、 17【貸付けを辞退する場合】を参照。
④大学院等専門課程の適用修業年限を経過した日の属する月の翌月の初日から起算して、9年を経過する日までのうちで、県内企業等に就業しなかった期間が1年を超えた時点で、県内企業等に4年を超えて就業していない場合	留年（1年以内）した場合の取扱いは、27【全額返還免除】を参照。

《④の例》

ア) 大学院の適用修業年限を経過した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月初日から、県内で起業するため準備をしていた（無就業）。返還据置期間が満了した日の翌日までに起業できなかった。

イ) 大学院の適用修業年限を経過した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月初日から、県外に本店のある企業の県内支店で就業した。

8年間継続して県内支店で就業する予定だったが、4年目の初日から県外の本社に異動した。1年以内に県内支店に戻る予定だったが、引き続き県外本社で勤務することになった。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
大学院修了	県外企業の県内支店で就業			県外の本社に異動							
	返還猶予				全額返還						

2

Q: 返還はどのように行いますか？

A: 全額を一括で返還してください。詳しくは、21【返還の原則】を参照してください。